

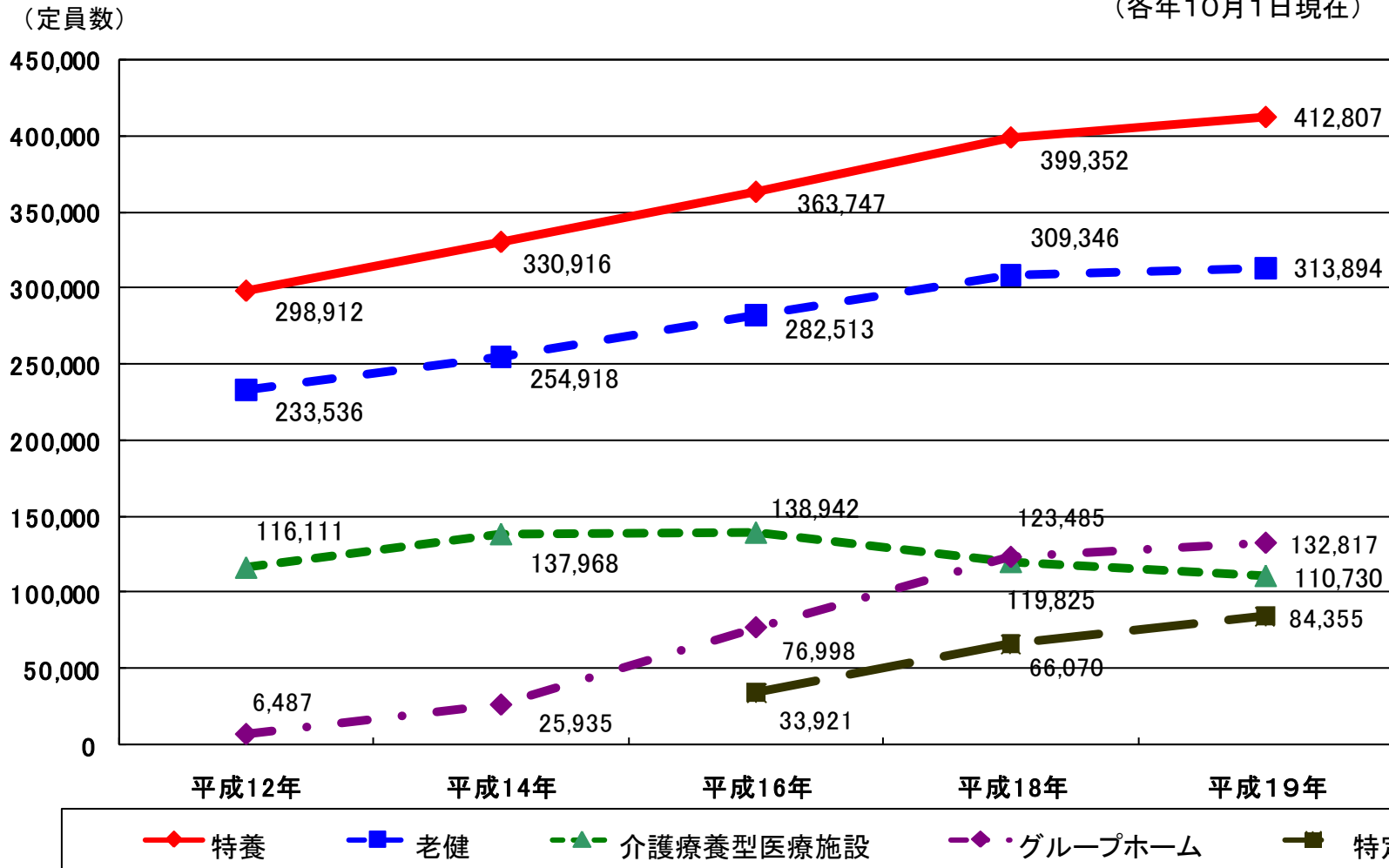
# 介護保険施設について

施設の類型	主な職員配置基準 *1				1人あたりの居室面積	部屋定員	基本的性格	施設数	定員数	平均要介護度 *2	平均在所日数 *3
	医師	看護職員	介護職員	その他							
介護療養病床	3以上 48:1	6:1	6:1 5:1 4:1	PT,OT 適当数	6.4㎡以上	4人 以下	長期療養を必要とする要介護高齢者のための医療機関	2,608	110,730	4.3	427.2日
	経過型		2以上 48:1		6:1 8:1						
老人保健施設	常勤1以上 100:1	看護・介護計3:1 (うち看護2/7) ※認知症専門棟では 計2:1相当まで評価あり		PT又はOT 100:1以上	8㎡以上	4人以下	医療機関と居室との中間施設	3,435	313,894	3.3	277.6日
		介護療養型	1人+α		6:1 4:1						
特別養護老人ホーム	必要数 (非常勤可)	看護・介護計3:1 (うち看護一定数)		機能訓練 指導員 1以上	10.65㎡ 以上	4人 以下	要介護高齢者のための生活施設	5,892	412,807	3.8	1,465.1日
認知症高齢者グループホーム	-	-	3:1	-	7.43㎡以上	原則個室	認知症高齢者のための共同生活住居	9,026	132,817	2.6	-
特定施設 (有料老人ホーム、 ケアハウス等) *5	-	看護・介護計3:1 (うち看護一定数)		機能訓練 指導員 1以上	適当な広さ	原則個室	要介護高齢者も含めた高齢者のための生活施設	2,617	84,355 (利用者数)	2.7	-

- \*1 看護・介護職員配置は常勤換算による。医療保険の職員配置資料(実質配置の人数)との比較の際には、職員数に概ね5分の1を乗じる。
- \*2 平均要介護度は、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成20年2月審査分)から算出
- \*3 平均在所日数については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)
- \*4 平成21年4月現在 各都道府県より厚生労働省老人保健課へ報告された病床数に基づく
- \*5 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く

# 施設・居住系サービスの定員数の推移

(各年10月1日現在)



(注)1 特定施設については、利用者数である(平成14年以前の統計は存在しない)。

2 特別養護老人ホーム及び特定施設の平成18年及び19年の数字は、それぞれ地域密着型(定員29人以下)のものは含まない。

# 介護保険施設入所者の認知症の状況 (認知症高齢者の日常生活自立度判定基準)

